

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少、核家族化の進行、ライフスタイルの多様化など地域社会を取り巻く環境は大きく変化するとともに、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した多くの課題が顕在化し、その結果、適切な支援に結びつかず、深刻化する事例が増えてきています。

その背景には、家庭や地域、職場が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下していることが挙げられ、これらに社会全体で取り組んでいくことが、必要になっています。

こうした中、国においては、地域住民や地域の多様な主体がこういった問題を「我が事」としてとらえ、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、暮らしやすい地域をともに創っていく「地域共生社会」の考え方が示されました。

この考えの下、平成29年に社会福祉法が改正され、市町村は、地域住民と支援関係機関との相互協力により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備に努めることが規定されました。

そして、本市及び岐阜市社会福祉協議会は、地域共生社会の実現や社会福祉法改正の趣旨にのっとり、令和2年3月に「第2期岐阜市地域福祉推進計画」を策定しました。

この計画により、包括的かつ重層的な支援体制の構築を進め、市民との協働により地域生活課題を互いに解決する地域づくりに取り組んでいます。

しかしながら、この間も、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会参加の機会が減り、生活に困りごとを抱えながらも誰にも相談できないといった実態も生じています。

こうしたことから、これらの問題も念頭に置いて、これまで培ってきた「市民力」、「地域力」をさらに発展させるとともに、市民、活動団体、民間企業、福祉事業者などの多様な主体が連携・協働し、共に支え合える地域づくりを目指していきたいと考えています。

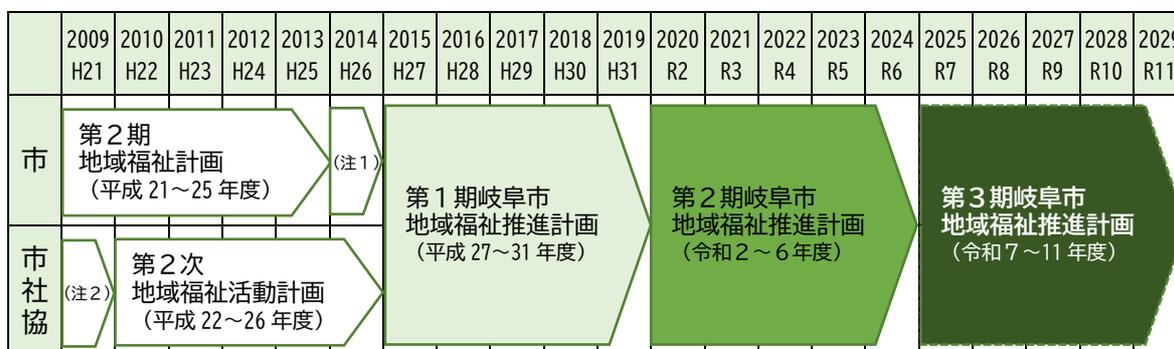
このたび、「第2期岐阜市地域福祉推進計画」の期間が令和6年度に終了するにあたり、今日の社会情勢や市民ニーズの変化、そして、これまでの取組を踏まえ、本市のめざす地域福祉の姿や多様な主体が取り組むべき方向性を示す計画として、新たに「第3期岐阜市地域福祉推進計画(令和7年度～11年度)」を策定します。

## 【策定経過】

これまで岐阜市（以下「市」という。）と岐阜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、それぞれが5年ごとに「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

その後、双方の連携を強化して、共に地域福祉を推進するため、平成27年度から一体的な「地域福祉推進計画」を策定しています。

地域福祉推進計画のあゆみ



(注1) 第2期地域福祉計画（平成26年度計画）

(注2) 第1次地域福祉活動計画（平成17～21年度）

※平成27年度の第1期岐阜市地域福祉推進計画から市と市社協が一体的に計画を策定

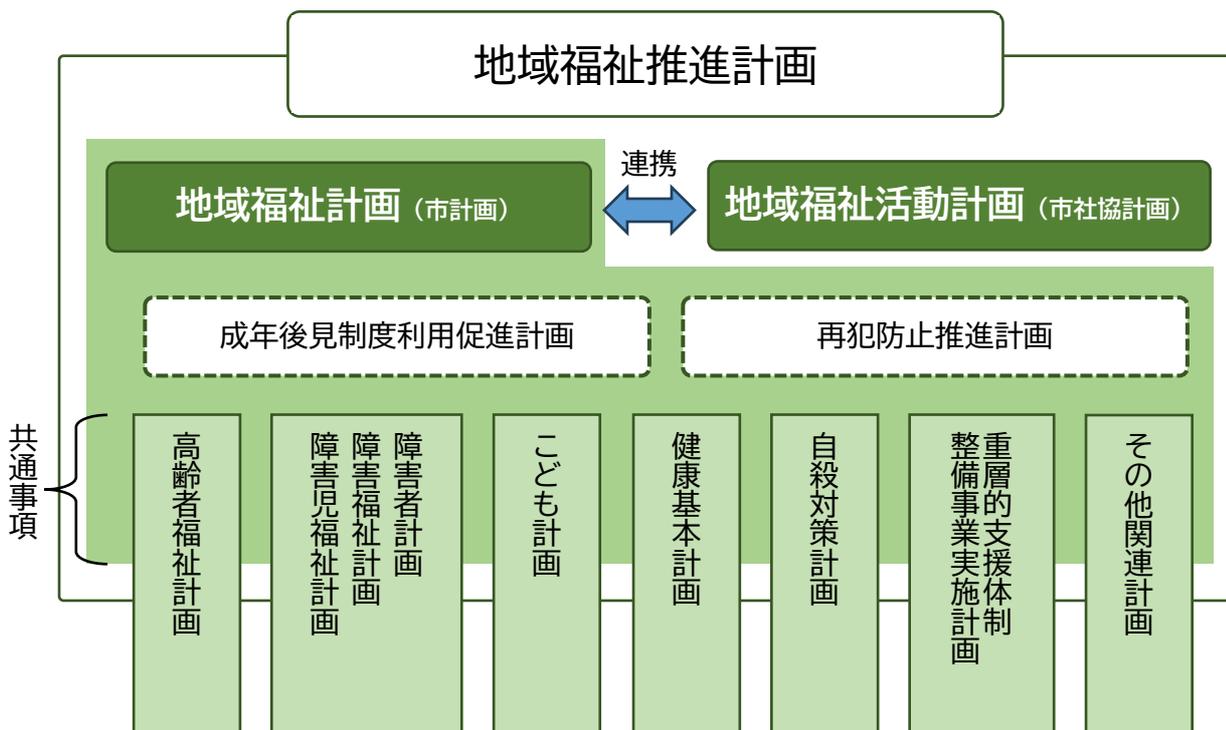
## 2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき、行政（市）が策定する「地域福祉計画」と、同法第109条に基づき設置される民間組織（市社協）が策定する「地域福祉活動計画」を合わせた一体的な計画です。

「地域福祉計画」は、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画と位置づけられており、本市の「高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「こども計画」といった個別計画と整合性を保ち、計画間の連携を図っています。

また、本計画は、地域福祉計画とかかわりの深い、「成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）」と、「再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）」を包含して策定し、推進を図ります。

地域福祉推進計画の位置づけ



## 【法的根拠】

### (1) 社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）【抜粋】

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (2) 社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）【抜粋】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条（市町村の講ずる措置）【抜粋】

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (4) 再犯の防止等の推進に関する法律 第8条（地方再犯防止推進計画）【抜粋】

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

本市の地域福祉を着実に推進するため、一定期間、継続して施策に取り組み、その評価や検証を行う必要があることや、福祉分野の個別計画の計画期間を考慮し、5年ごとに見直しています。

#### ■本計画及び主な関連計画の期間

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
岐阜市地域福祉推進計画	第1期		第2期				第3期					
高齢者福祉計画	第7期		第8期			第9期						
障害者計画	第4次					第5次						
障害福祉計画	第5期		第6期		第7期							
障害児福祉計画	第1期		第2期		第3期							
こども計画 (子ども・子育て支援プラン(旧))			子ども・子育て支援プラン				こども計画					
健康基本計画	第3次		第4次									
自殺対策計画		第1次				第2次						

## 4 SDGsの取組について

SDGsは、平成27年の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として採択されたものです。

貧困や飢餓、気候変動、平和など広範な分野について、令和12年までの「17の開発目標」が設定されています。これらの17の目標は、相互に関連し、これを包括的に解決することで、それぞれの目標を達成する仕組みとしています。

また、SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととしています。

このようなSDGsの理念は、人々が安心して暮らせるような持続的なまちづくりを推進する地域共生社会の実現とも重なることから、本計画では、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」などの視点をもって、地域福祉を推進していきます。

### 17の持続可能な開発目標

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連広報センター



本市では、岐阜市オリジナル SDGs ロゴマークを作成し、市民の皆さんや、地域団体、学校、企業など、たくさんのパートナーと協力して、SDGsの達成に向けた取組を進めています。